

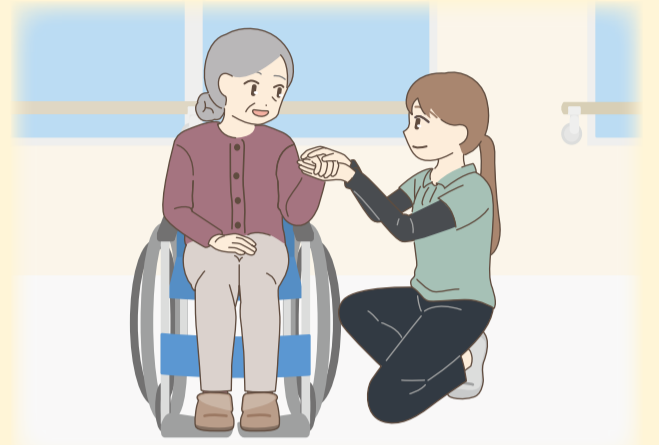
2・3面…第9期高齢者プランの基本方針・重点事業を紹介します

4面…第8期高齢者プランの主な重点事業の取り組みと評価

第9期

荒川区高齢者プラン(素案)を策定

地域の連携と支援により、安心して
住み続けることができるまち あらかわの
実現に向けて



区では、令和6～8年度の3か年を計画期間とする「第9期荒川区高齢者プラン」の策定作業を進めています。

素案について、区民の皆さんの意見を募集し、令和6年3月までに策定をします(意見募集の詳細は、4面を参照)。

問合せ 福祉推進課管理係 ☎内線2611



基本理念

健康づくりで元気に

人生100年時代を自分らしく元気にはつらつと過ごせるよう、介護予防事業をさらに充実し、健康長寿を推進します。

自立を目指して

一人ひとりの体や心、生活の状況に応じて、生きがいや楽しみを持って自分らしい生活を送れるよう支援します。

ともに支え合って

すべての人がお互いの個性や尊厳を大切に、絆を深めながら支え合える社会を目指します。

基本目標

地域の連携と支援により、
安心して住み続けることができるまち あらかわ

基本方針と施策の方向

基本方針1

高齢者の社会参加の促進と
地域共生社会実現への取り組み

生活支援

施策の方向

- ▶ 就労・生涯学習の推進
- ▶ 地域活動へ向けた場づくりの支援
- ▶ 地域ぐるみのみまもり・支援体制の強化

基本方針2

介護予防と健康づくりの推進

介護予防

施策の方向

- ▶ 健康づくりの推進
- ▶ 効果的な介護予防の推進
- ▶ 認知症と共生する地域づくりと予防

基本方針3

介護サービスの充実

介護

施策の方向

- ▶ 介護人材の確保・定着・育成の強化
- ▶ 介護サービス基盤の整備
- ▶ 介護者への支援

基本方針4

高齢者の住まいの確保

住まい

施策の方向

- ▶ 住まいへの支援
- ▶ 住まいの確保
- ▶ バリアフリー化の促進

基本方針5

在宅医療・介護・福祉の連携推進

医療

施策の方向

- ▶ 在宅医療と介護の連携
- ▶ 地域包括支援センターの機能の充実
- ▶ 尊厳ある生活の支援

第9期 荒川区高齢者プランの 基本方針・重点事業を紹介します

生活支援

基本方針1 高齢者の社会参加の促進と地域共生社会実現への取り組み

就労やボランティア活動、生涯学習や趣味等、高齢者一人ひとりが自ら希望する形で、充実した生活を送ることができるよう、社会参加を促進します。
また、地域において自立した生活を送ることができるよう、地域共生社会の実現に向け、地域を支える包括的な支援を提供します。

ふれあい絆・活サロン補助事業

住民主体による身近な地域の通いの場を確保・維持することにより、閉じこもり予防や介護予防等を支援していきます。



地域パートナー団体、担い手の育成・支援

高齢者の在宅生活を支える多様な生活支援サービスの充実を目的として、住民主体の地域団体(通称「地域パートナーの会」)による地域介護予防活動への支援を行います。

高齢者みまもりネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安全で安心して生活が続けられるよう、さまざまな関係機関と連携して、地域全体で高齢者を支える体制を構築していきます。

介護予防

基本方針2 介護予防と健康づくりの推進

高齢者が心身機能の維持・改善等のための介護予防やフレイル予防活動、健康づくりに自主的に取り組み、有する能力を維持・向上できるように支援します。そのために、高齢期の健康の基盤となる青壮年期の健康づくり事業との継ぎ目のない連携を推進します。

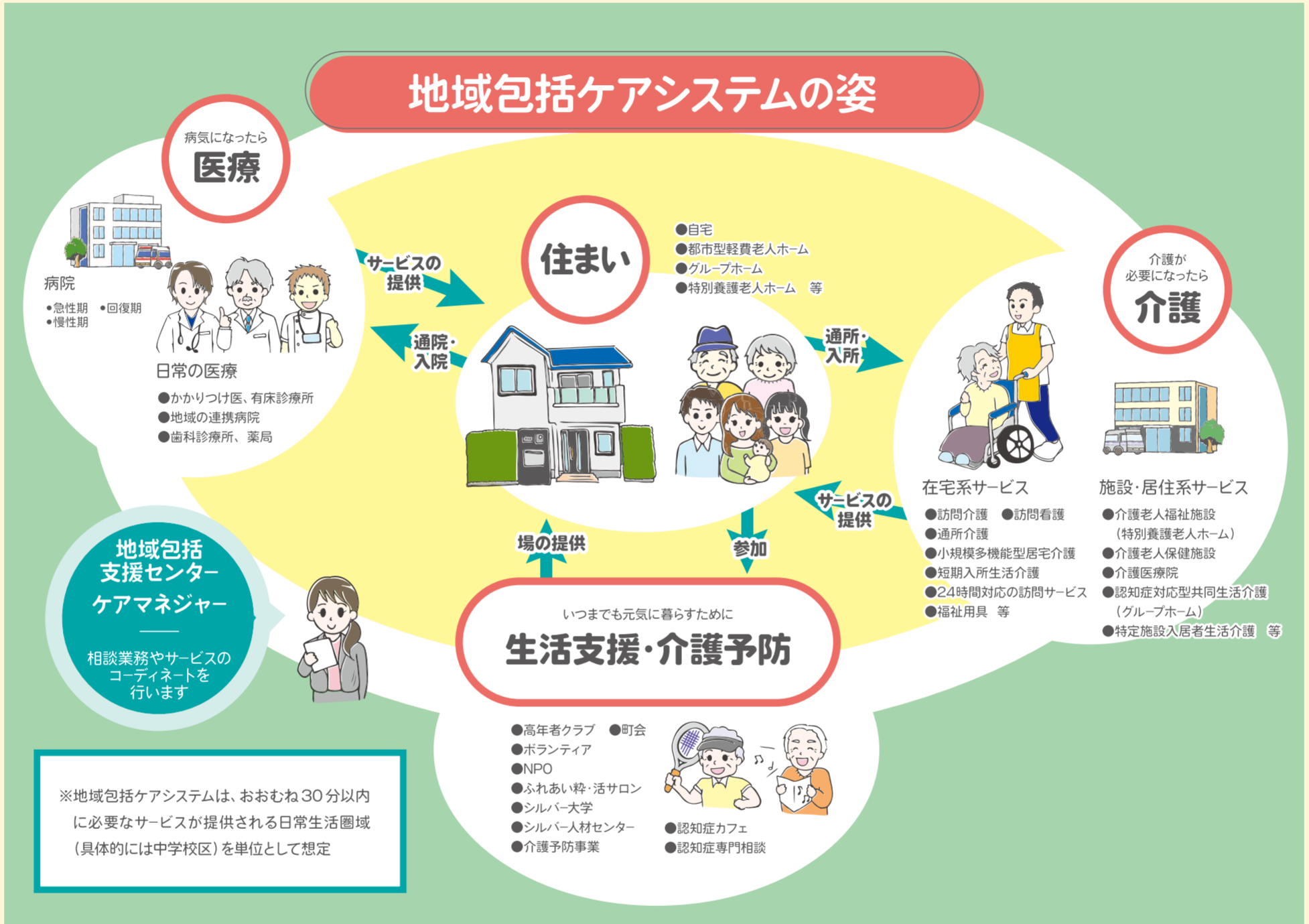
また、認知症について区民の理解を深め、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

荒川ころばん・せらばん・あらみん体操 (荒川区健康づくり体操)

高齢者が、健康づくりやフレイル予防、生きがいづくりができるように、リーダーによる主体的な運営支援を継続するとともに、理学療法士による支援を継続し、事業の質の向上を図ります。
また、青壮年期の健康づくり事業との連続性を保つことにより、可能な限り健康な状態で高齢期に入ることができ、早期からの孤立化予防ができるような環境を整備します。

荒川ころばん体操リーダー養成・支援

「荒川区健康づくり体操(荒川ころばん・せらばん・あらみん体操)」の事業運営・普及啓発を担う人材育成のため、引き続き、荒川ころばん体操リーダー養成講座の充実を図ります。



介護予防・生活支援サービス事業

心身機能の改善や維持等のための介護予防活動を通して、要支援者等の自身の能力を最大限に生かし、生活機能や地域への参加意欲を向上させ、自立の促進や重度化予防を図ります。

認知症に関する普及啓発・予防・個別支援

認知症に対する区民の理解促進、認知症の早期発見・早期診断・早期治療等の、進行を遅らすことができる取り組みや、在宅生活を続けることができる体制を整備します。

基本方針3 介護サービスの充実

今後も着実に増大・多様化する介護サービスのニーズに対応し、介護サービスを利用する方が質の高いサービスを受けられるよう、介護人材の確保・定着に向けた取り組みを行うとともに、必要な方に必要なサービスを提供できるよう介護サービスの基盤整備を進めていきます。

介護サービス事業者における人材の確保・定着支援

働き手の確保がますます困難になることが予測されるため、介護サービス事業者の人材確保・定着・育成を強化していきます。

区立特別養護老人ホームの管理運営

在宅での生活が困難であり、要介護3以上の高齢者に対して、日常生活を営むために必要な入所サービス等を提供することにより、高齢者およびその家族の福祉の増進を図ります。

ケアラーへの支援

ケアラーが相談しやすい体制整備を行うとともに、一人ひとりの状況に応じた適切な支援につなげることで、ケアラーが身体的にも精神的にも過度な負担を抱えることなく、健康で心豊かな生活を送ることができることを目指し、取り組みを進めてまいります。

住まい

基本方針4 高齢者の住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、引き続き民間活力や空き家等の既存ストックを活用する等、多様な住まいの確保を図るとともに、区の住宅部門と連携し、社会福祉法人やNPO等の居住者支援団体を構成員とする居住支援協議会を設置いたします。
また、住み慣れた住宅における日常生活の質の確保を図るための支援を行います。

民間賃貸住宅の入居等の支援

民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者世帯に対し、物件探し支援、保証会社を利用した場合の保証料補助、さらに住環境改善を目的に転居した場合の家賃の差額等を助成し、居住の安全、安心を図ります。



高齢者・重度要介護者の防災対策

高齢者や重度要介護者に関し、火災の予防や延焼防止に向けた取り組み、災害発生時における屋内の安全対策を進めます。また、避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成等、さまざまな団体と連携を図りながら、災害時に誰一人取り残さない防災への取り組みを進めます。

民間主導による高齢者向け住宅の整備支援

高齢者が安定的に居住することができるよう、良好な居住環境の施設等を確保し、さまざまな措置を講ずることにより福祉の増進を図ります。

医療

基本方針5 在宅医療・介護・福祉の連携推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、医療や介護、福祉、権利擁護等高齢者支援に携わる機関が連携し、必要などきに必要なる社会資源を活用できる環境と地域で支える仕組みを作るとともに、在宅生活を支えるケアの質の向上と標準化を目指していきます。

医療と福祉の連携推進事業

在宅療養の関係者の連携強化と療養環境を整備し、医療・介護双方のニーズを持つ高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送り、在宅等での看取りを希望した際にも叶えられる体制を整備していきます。

地域包括支援センター事業

高齢者の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援していきます。



高齢者虐待対策事業

高齢者虐待防止の推進を図るとともに、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護を行い、高齢者の権利擁護を推進します。

成年後見事業

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送れるよう成年後見制度を利用した支援を行い、本人の権利擁護および福祉向上を図ります。

第9期介護保険事業計画

荒川区高齢者プランは、老人福祉法に基づく老人福祉計画および介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして、3年に1度改定するものです。

介護保険事業計画では、介護保険事業の運営に必要なサービスの見込みや地域支援事業に関する事項を定めます。区は、国の指針や制度改正の影響、近年の区の給付実績等を踏まえ、

今後3年間の介護給付費等を推計し、令和6～8年度の介護保険料を定めます。

第8期 荒川区高齢者プランの 主な重点事業の取り組みと評価

区では、第8期プラン（計画期間：令和3～5年度）においても、高齢者福祉施策や介護保険事業等に取り組んでまいりました。ここでは、第8期プランの主な重点事業の取り組みと評価について紹介します。

事業名 高齢者みまもりネットワーク事業

取り組み

- みまもりネットワークの新規登録につながった取り組み等を共有することで、登録者を増やしました。
- みまもりステーション・地域包括支援センター・区で福祉まつりに出展し、高齢者以外の区民の方にもみまもりネットワークの周知を図りました。
- 緊急時に外部へ知らせる仕組みである緊急通報システムのさらなる活用を図るため、固定電話のない方も新たに対象としました。

評価

- 今後もみまもりの対象者の増加が想定されることから、登録者の拡大に向けた取り組みを継続する必要があります。
- 多くの方が登録し、サービスを利用してもらえるよう、民間事業者が開発する新たなサービスについても研究および検討していく必要があります。



事業名 認知症に関する普及啓発・本人発信支援

取り組み

- 介護・医療の関係者や認知症キャラバン・メイトの会のほか、区民ボランティアと連携し、認知症の人が住み慣れた環境で暮らし続けることができる社会の実現に向けた活動を展開しました。
- 認知症サポーター養成講座は、認知症の人と接点の多い図書館・ふれあい館・学校用務職員や医療機関・金融機関の職員向けの講座を実施しました。
- 毎年9月の世界アルツハイマー月間では、「図書館における特別展示・企画」、「あらかわ遊園観覧車オレンジライトアップ」等を実施しました。

評価

- 認知症の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座の実施回数や対象者の拡大を引き続き図るとともに、認知症キャラバン・メイトと協力して区民の受講機会を拡大していくことが必要です。
- 2025年度までに「チームオレンジ」の設置に向けて、地域における支援をつなぐ仕組みづくりが必要です。
- 認知症基本法が制定されたことを踏まえ、法令に沿った施策を推進するとともに、認知症基本計画の策定に向けて検討を進めることが必要です。



▲認知症普及啓発ライトアップ

事業名 高齢者向け住宅・施設の確保

取り組み

- 民間賃貸住宅への入居が難しい高齢者世帯の居住の安全、安心を図るため、区と協定を締結している保証会社と連携した民間賃貸住宅の入居支援、一定の要件のもとでの転居後の家賃等の一部助成、債務保証制度を利用した場合の保証料助成を引き続き実施しました。
- 都市型軽費老人ホームについては、需給バランスを見極めながら、これまで整備できていない日常生活圏域への新たな整備を慎重に検討しています。
- 認知症グループホームについては、整備目標数を踏まえて公募を行い、計画的に整備を進めました。

評価

- 今後ますます高齢化が進み、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれる中においては、自宅での生活が不安な方でも、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる環境整備の重要性は、さらに高まっていくことが想定されます。
- そのため、日常生活圏域ごとの将来的な需給バランスを考慮しながら、民間主導による整備に対する支援や、既存の民間住宅ストックの活用等について検討を進めていきます。

事業名 地域包括支援センター事業

取り組み

- 高齢者の地域活動の支援や地域資源の把握を行う生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに1人配置しました。
- 地域包括支援センター・みまもりステーション・区で福祉まつりに出展し、地域包括支援センターの周知を図りました。
- 地域包括支援センター職員のスキルアップに向けて、外部有識者を招き研修を行いました。

評価

- 複数の要因により困難化するケース対応の増加に伴い、職員の知識や業務スキルの向上を図る必要があります。
- 地域包括支援センター業務の円滑な遂行に向けて、地域包括支援センター定例会やセンター長会議を有意義に活用する必要があります。
- 区の調査において、地域包括支援センターの名前・場所、両方を知らない方の割合が高い（38.9%）ことから、高齢者の地域の相談窓口として地域包括支援センターの周知を図る必要があります。

事業名 介護サービス事業者との連携

取り組み

- 介護保険の最新情報等を提供する「介護サービス事業者連絡会」および、新規開設の事業所に区の施策等を説明する「新規事業所連絡会」を開催しました。
- 介護サービス事業者への情報提供専用サイトにより、区からのお知らせ等を迅速に周知することで、事業者の事業運営をサポートしました。
- 区内介護サービス事業者が加入する団体である「介護サービス事業者連絡協議会」と定期的に意見交換会を開催しました。

評価

- 区内介護サービス事業者団体等の意見を集約し、新型コロナウイルス感染症対策や介護人材確保・定着・育成、物価高騰対策等の事業者支援策につなげました。
- 今後も意見交換会等により区内介護事業者と継続的に連携を図りながら、介護サービス向上のため介護事業者への支援を行います。

第9期荒川区高齢者プラン(素案)への

意見募集 パブリックコメント

対象	次のいずれかに該当する方 ▶区内在住・在勤・在学の方 ▶区内に事務所や事業所を有する個人または団体
素案の閲覧	区役所2階福祉推進課・高齢者福祉課・介護保険課・地下1階情報提供コーナー、荒川区ホームページ
締切り	12月25日(月)必着
提出方法 問合せ	持参・郵送・ファクス・電子メールで、住所・氏名または団体名・年齢・意見を、〒116-8501（住所不要）荒川区役所2階福祉推進課管理係 ☎内線2611 FAX(3802)0202 ✉fukushisuishin@city.arakawa.lg.jp
※募集した意見は集約し、区の考え方とともに、後日公表します（住所・氏名等は公表しません）	